

都市復興事業調整会議設置要綱

(平成28年2月2日区長決定)

(平成30年2月22日区長決定)

(令和3年4月1日区長決定)

(令和5年4月1日区長決定)

(設置)

第1条 東京都板橋区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例（平成13年板橋区条例第30号。以下「条例」という。）に基づき、市街地の復興を円滑に推進し、災害に強い市街地の形成に資するため、市街地復興事業の推進、板橋区都市復興マニュアル（以下「マニュアル」という。）の改訂等について検討を行うことを目的とする「都市復興事業調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第4条に基づく、都市の復興に関する基本的な方針の策定に関すること。
- (2) 条例第6条に基づく、復興対象地区の指定に関すること。
- (3) 条例第7条に基づく、復興対象地区の変更等に関すること。
- (4) 条例第8条に基づく、都市復興基本計画の策定に関すること。
- (5) 条例第9条に基づく、市街地復興事業の推進に関すること。
- (6) その他、マニュアルの改訂及び運用等に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる議長及び委員をもって構成する。

2 議長は、都市整備部都市計画課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、議長は、必要があると認めるときは、臨時委員を指定することができる。

(会議の運営)

第4条 調整会議は、議長が必要に応じ招集し、主宰する。

2 議長に事故があるときは、議長が指定する者がその職務を代行する。

3 議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(実務担当者会)

第5条 調整会議の下に、実務に関する調整を図るための実務担当者会を置く。

- 2 構成員は、別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 実務担当者会は、議長が指定する構成員が、必要に応じ招集し、主宰する。

(庶務)

第 6 条 調整会議の庶務は、都市整備部都市計画課が処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し、必要な事項は、議長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 2 月 2 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 2 月 22 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

政策経営部	政策企画課長
危機管理室	防災危機管理課長
都市整備部	都市計画課長
	建築安全課長
	建築指導課長
	住宅政策課長
まちづくり推進室	まちづくり調整課長
	地区整備課長
	鉄道立体化推進課長
	高島平まちづくり推進課長
土木部	土木計画・交通安全課長
	管理課長

	工事設計課長
	みどりと公園課長

別表2（第5条関係）

政策経営部	政策企画課総合調整係長
危機管理室	防災危機管理課計画推進係長
都市整備部	都市計画課調整・都市基盤DX係長
	都市計画課都市計画係長
	都市計画課開発計画係長
	建築指導課意匠審査係長
	住宅政策課住宅政策推進係長
まちづくり 推進室	まちづくり調整課調整係長
	まちづくり調整課不燃化まちづくり係長
土木部	管理課土木管理係長
	土木・交通安全課土木計画係長
	工事設計課工務係長
	みどりと公園課公園設計係長